

情 個 審 第 3 8 号  
令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和 5 年 4 月 5 日付け用諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「用地買収における補償金の支払いの流れが分かる文書」部分開示決定に係る審査請求  
事案

(情報公開諮問第 2 0 9 号)

(情報公開答申第 1 7 9 号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和4年4月6日付け○土木指令第4号により行った部分開示決定については、実施機関が下記第2の2の行政文書を特定したことが違法又は不当であるとは認められない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和4年3月22日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「用地買収において補償金の支払いの流れが分る書類（個人情報を除く）」

### 2 実施機関の決定及び通知

令和4年4月6日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書について、「前払い補償金支払いに係る起案文書（用地課業務）」、「前払い補償金支出業務起案文書（契約課業務）」、「補償金支払いに係る起案文書（用地課業務）」及び「補償金支出業務起案文書（契約課業務）」（以下これらを「本件行政文書」と総称する。）を特定した上で、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け○土木指令第4号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年7月6日、審査請求人は、本件処分の取消し及び本件開示請求に係る行政文書を新たに特定して開示することを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書を新たに特定した上で開示するとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおり





(4) さらに、補正書及び補正後の審査請求書に記載されている「マニュアル等」は、令和4年7月19日に、審査請求人から開示を求める旨の発言があった用地取得に係るマニュアル及び様式に係る文書のことと思われるが、同日、審査請求人に当該文書の内容について確認したところ、具体的には、道路等の事業の計画決定から説明会の開催、土地・建物の調査による補償金の決定、用地交渉、用地買収及び補償金の支払いまでの一連の流れが分かるマニュアルが欲しいとのことであった。

そのため、当該文書は、本件開示請求に係る行政文書とは異なる性質の文書であるため、本件開示請求とは別に開示請求を行う必要がある旨を審査請求人に対し説明したところ、同月21日、審査請求人から、本件審査請求を取り下げ、上記マニュアル等の開示請求を改めて申請するとの申出があった。

その後、審査請求人から、本件審査請求の取下げはしない旨の申出がされた。

本件処分の後になされた上記の申出については、本件処分時点における行政文書の特定に瑕疵があった場合にのみ、本件処分を取り消して再度決定を行うべきところ、上記のとおり、用地取得に係るマニュアル及び様式に係る文書は、本件開示請求に係る行政文書とは異なる性質の文書であることから、本件処分時点における行政文書として特定しなかったことに誤りはない。

(5) 以上のとおり、本件処分における行政文書の特定に誤りはないことから、本件処分に違法又は不当な点はないと考える。

## 2 結論

以上により、本件処分について、違法不当な点はないと考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件行政文書の特定について

(1) 本件行政文書の特定について、審査請求人は、上記第3の2(1)ア及びイのとおり、本件行政文書は、審査請求人との関係が非常に遠い県内部の事項であり、支払い金の振込確認等の連絡や領収書の請求等が不明であるとして、本件開示請求に係る行政文書を新たに特定するよう主張している。

(2) これに対し、実施機関は、上記第4の1(1)及び(2)のとおり、本件開示請求書の記載からは、審査請求人が自身に対する補償金の支払の流れが分かる文書の開示を求めていると解することは不可能であり、補償金の支払の流れが明確になると考えられる補償金の支出決裁に係る起案文書

等を、本件開示請求に係る行政文書として特定した旨主張している。

(3) まず、本件開示請求書の「用地買収において補償金の支払いの流れが分る書類」との記載を見ると、本件開示請求に係る行政文書は、本件行政文書ではなく、実施機関における用地買収の補償金の支払に係る事務の流れが記載されているマニュアル等（以下「マニュアル等」という。）であるとも解されるところである。

(4) そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、本件開示請求に係る行政文書として、マニュアル等ではなく、本件行政文書を特定した理由を確認させたところ、実施機関から、次の回答があった。

ア 審査請求人から、上記第4の1(2)の保有個人情報開示請求に対する不開示決定後に、補償金の支払に係る手続はどのようなものかとの質問があり、実施機関が、請求書、契約書等の必要書類を添付した上で支払の決裁を得ている旨の回答をしたところ、審査請求人から、当該決裁に係る文書の提供を求められ、その後本件開示請求があったことから、実施機関としては、審査請求人は本件開示請求において実際の支払に係る決裁文書の開示を求めていると解し、本件行政文書を特定したこと。

イ 実施機関は、本件処分の前に、審査請求人に対し、審査請求人に対する支払に係る決裁文書は、保存期間の満了により廃棄処分され保有していないため開示できない旨及び保存期間が満了していない審査請求人以外の個人に対する支払に係る決裁文書は開示可能である旨を伝え、審査請求人から了解を得た上で、本件行政文書を部分開示したこと。

(5) また、実施機関は、上記第4の1(3)のとおり、指定された口座に確実に振り込みを行っているため、振込確認のための連絡をしておらず、相手方に領収書の提供も求めていることから、振込確認に係る文書や領収書は保有していない旨主張している。

(6) 上記(4)及び(5)の実施機関の回答や主張について検討するに、茨城県文書等整理保存規程（昭和59年茨城県訓令第19号）において、財務会計に関する文書の保存期間は5年とされているところ、審査請求人に対する支払手続に係る決裁文書については、本件開示請求の時点において、5年の保存期間が満了してから既に長期間が経過していると認められるから、当該決裁文書は保有していないとする実施機関の説明について、不自然又は不合理な点は認められない。実施機関の振込確認に係る文書や領収書に係る主張についても、これを覆すに足りる事情は認められない。

(7) その上で、上記(4)の実施機関と審査請求人のやりとりを踏まえると、実施機関が本件開示請求に係る行政文書として本件行政文書を特定したことについて、違法又は不当であるとは認められない。

2 本件処分において不開示とされた情報の条例第7条第2号（なお、同号は、

個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による条例の改正により、現在は、同条第1号となっているが、以下においては、本件処分時のまま、「第2号」と表記することとする。）該当性について

- (1) 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は、不開示情報であるとされている。
- (2) これを本件についてみるに、本件処分において不開示とされた部分のうち、氏名（フリガナを含む。）、郵便番号、住所、印影、電話番号、振込先金融機関名、支店名、貯金項目、口座番号及び口座名義は、いずれも審査請求人以外の特定の個人に関する情報であると認められる。  
また、同じく本件処分において不開示とされた登記完了証の申請受付番号、不動産番号、土地の所在及び地積の部分と、全部事項証明書の土地の所在、不動産番号、地図番号、地番、地積、分筆及び合筆に係る地番、当該土地の所有者の氏名及び住所、合併による所有権登記に係る受付番号並びに所有権移転に係る受付番号の部分についても、上記の審査請求人以外の特定の個人が所有していた土地に係る情報であるから、いずれも当該審査請求人以外の特定の個人に関する情報であると認められる。
- (3) この点について、本件開示請求書に「個人情報を除く」と記載されているほか、上記1（4）の実施機関と審査請求人のやりとり及び上記第3の審査請求人の主張を踏まえると、審査請求人は、本件開示請求において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報について開示を求めているものとは解されないことは明らかである。
- (4) したがって、本件審査請求においては、上記の不開示部分について、個人に関する情報であるか否かに加えて、特定の個人を識別することができるものであるか否かまで個別に判断するには及ばない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和5年	4月	5日	諮問	受理
令和5年	11月	27日	審査	(令和5年度第8回審査会第一部会)
令和5年	12月	18日	審査	(令和5年度第9回審査会第一部会)
令和6年	2月	28日	審査	(令和5年度第12回審査会第一部会)